

せいかつ応援俱楽部

ご利用のしおり



社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会

せいかつ応援俱楽部とは…

日常生活での「ちょっとした困りごと」を地域住民が主体となって『助け合う』支援活動です。支援してくれる「地域支援員」は、一般の方です。特別な資格はありませんが、皆様のために何かお手伝いできたらとお気持ちのある方ばかりです。

常に感謝の気持ちを忘れず、地域で『温かい支えあい』ができる事を願っています。



目次

利用できる方、利用時間、支援内容	• • • • P3
支援できないこと	• • • • • • • • P4
会費、利用券	• • • • • • • • P5
支援利用の流れ	• • • • • • • • P6
利用のキャンセル、事故	• • • • • • • P7
貴重品・金銭、勧誘、退会	• • • • • • • P8
磐田市社会福祉協議会連絡先一覧	• • • • • P9



1 利用できる方

日常生活上で何らかの援助を必要とする世帯

※ただし、公的サービス（介護保険、障害者自立支援制度等）を受けられる場合はそちらを優先する。

2 利用時間

(1)曜日を問わず 7時～18時の間

※12月29日～1月4日は休み

(2)利用限度は、1日最大3時間まで

(3)同一サービスなら、週3日まで可能

※ただし、地域支援員との調整が必要です。

希望日に必ず支援できるとは限りませんので、

ご了承ください。



3 支援内容（例）

(1)家事援助



①軽微な修繕等(電球交換等)



②日常的な住居等の清掃・整理整頓

③衣類、寝具の洗濯・日干し、取込み・整理

※支援時間は、午前、午後の2回で数えます。

④寝具交換、ふとん干し

⑤生活必需品の買物、公共機関等における手続き

⑥犬の散歩

⑦ごみだし

⑧日常的な家周りの手入れ

⑨お話し相手

⑩子育て支援(産前産後の家事援助等)



(2) 外出介助

①散歩、買物、通院、金融機関の付添い



②公共機関・地域行事への参加付添い

※これらの場合、徒歩、タクシー、公的交通機関

(バス、電車等)を利用します。



※地域支援員にかかった交通費、入場券等は利用会員の負担となります。

4 支援できること

(1) 支援員の車への同乗

地域支援員の車に同乗して、

通院や買物はできません。



(2) 調理業務

衛生上の問題があるので、
調理はできません。



(3) 専門的な技術を要すること

理容、理髪、電気工事、マッサージ等

(4) 責任が伴うこと

①金融機関、郵便局等における預貯金の
引き出し、現金の預け入れ

②通院における診療、診察立会い、薬の受取り

(5) 利用会員の自立を阻害すること



5 会費

(1) 年額 1,000 円

- ①登録をした月から数え、1年間有効です。
- ②2年目以降の場合、再登録が必要です。
- ③途中で退会をしても返金はできません。

6 利用券

(1) 支援を利用する前に、利用券購入が必要です。

5枚綴り 2,500 円 (1枚1時間500円)

(2) 有効期限は特にありません。

(3) どなたでも社協(各支所)で購入ができます。

(4) 使用しなくなった券は社協で換金が可能です。

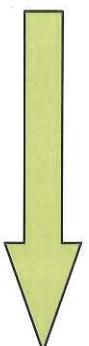
7 支援利用の流れ



①調査訪問

事業説明、利用希望会員調査、支援該当の可否
会員登録、利用券購入

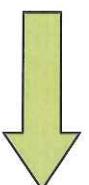
②利用申込み



- ・事前（1～2週間位前まで）に、社協へ電話連絡かFAX送信をしてください。
- ・調整に時間がかかる場合もありますので、お早目の申込みをお願いします。

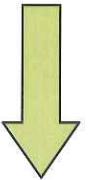


③社協職員が地域支援員に支援依頼



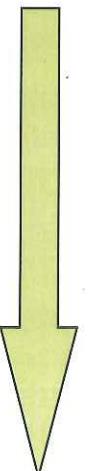
社協が地域支援員、利用会員をつなぐ仲介役となります。

④支援活動



初回支援活動時には、社協職員も同行し、顔合わせ、支援内容確認を行います。

⑤支援終了後、利用券を地域支援員に渡す



支援活動終了後、地域支援員が活動報告書に支援提供時間等を記入しますので、利用会員は確認後、署名・押印をしてください。
※利用会員による署名・押印が困難な場合、地域支援員が代筆・代行できます。

⑥次の支援を希望する場合は、地域支援員と相談をする

信頼関係によって、当人同士の調整も可能です。



※次の支援までに期間があく場合は、支援の
2週間位前までに再度申込みをする。

8 利用のキャンセル

(1) 支援内容によっては利用会員が不在の場合、
支援活動ができない場合がありますので、
ご注意ください。



(2) キャンセルの場合、社協営業時間内(平日午前
8時30分～午後5時15分)前日までに連絡
をしてください。

(3) 地域支援員が既に利用会員宅へ訪問した時に
支援中止をした場合、キャンセル料として
利用券1枚を頂きますので、ご了承ください。

9 事故

活動中に何らかの事故が発生した場合は、必ず
社協へ連絡をしてください。



10 貴重品・金銭

- (1) 貴重品などは、ご自分で管理してください。
- (2) 地域支援員との間で、利用券、代行以外の金銭の貸借や物品売買、贈答は控えてください。



11 勧誘

政治や宗教等に関することへの勧誘はやめてください。

12 退会

何らかの理由で退会する場合は、余った券を社協にお持ちいただければ、換金が可能です。
ただし、会費につきましては返金できません。



普段一人ではできないことも、支援員さん
と一緒にできるかもしれません。



利用会員さんの自立も目指し、いつまでも
住み慣れた地域で過ごしていただけるよう、
地域の支え合いを目指しています。



社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会

社協本所：〒438-0077 磐田市国府台57番地7

(iプラザ) 電話 (0538) 37-9617

FAX (0538) 37-4866

福田支所：〒437-1292 磐田市福田400番地

電話 (0538) 58-2379

FAX (0538) 58-2409

竜洋支所：〒438-0292 磐田市岡729番地1

電話 (0538) 66-7312

FAX (0538) 66-9998

豊田支所：〒438-8601 磐田市森岡150番地

電話 (0538) 36-7997

FAX (0538) 36-7099

豊岡支所：〒438-0195 磐田市下野部48番地

電話 (0539) 62-2124

FAX (0539) 62-2384

